

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（13）」
2. 日時：平成30年2月15日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、北條技術研究調査官、

皆川技術研究調査官、船田技術参与、佐藤技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 保修室 副室長 他13名

5. 要旨

(1) 特別点検（原子炉圧力容器）、劣化状況評価（中性子照射脆化、電気・計装品の絶縁低下）について

○日本原子力発電から、特別点検（原子炉圧力容器）、劣化状況評価（中性子照射脆化、電気・計装品の絶縁低下）について説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【特別点検（原子炉格納容器）】

- 液相部の減肉を確認した部位について、構造健全性、気密性に影響を与えるおそれはないと判断した経緯を説明すること。
- 気相部については、日常保全による手入れ前の状況を踏まえた説明とすること。

【特別点検（原子炉圧力容器）】

- 給水ノズルに対する ECT において、欠陥からの信号と区別する条件についてモックアップ試験の結果を踏まえて説明すること。
- 基礎ボルトに対する UT について、曲がり構造の基礎ボルトにおける探傷方法と JEAC4207-2008 等の規格との関係を踏まえ、記載を改めて整理して説明すること。

【劣化状況評価（中性子照射脆化）】

- 補足説明資料の構成について、説明性の観点から見直すこと。

【劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下）】

- 電気ペネトレーションの重大事故等時における健全性評価において、重大事故等時の機器設置箇所の温度条件の解析条件についての妥当性を説明すること。
- 難燃 PN ケーブルの重大事故等時における健全性評価において、蒸気曝露試験条件及び判定試験の妥当性を説明すること。
- 原子炉格納容器内に設置されている機器に係る震災影響評価について、ケーブル及びケーブル以外の機器に関する評価の考え方を整理して説明すること。
- 高圧ポンプモータの健全性評価において、熱劣化試験条件の妥当性について説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（特別点検（コンクリート構造物）、劣化状況評価（低サイクル疲労） 補足説明資料）があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（低サイクル疲労）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（原子炉圧力容器の中性子照射脆化）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下）補足説明資料」